

この達令は、2010年1月1日から施行する。

教導規程

（1985年7月5日達令公示第4号）

- 改正 ①1988年 1年 9日達令公示1
②1989年 7年 1日達令公示2
③1997年12月26日達令公示21
④2002年 6月28日達令公示16
⑤2004年 6月28日達令公示23
⑥2008年 6月27日達令公示11
⑦2015年 6月26日達令公示9
⑧2015年12月25日達令公示10
⑨2016年 6月24日達令公示8
⑩2019年 6月27日達令公示1
⑪2021年 6月30日達令公示17
⑫2022年 6月28日達令公示5

（目的）

第1条 この達令は、教化基本条例（1985年条例公示第4号。以下同じ。）第24条の規定により、教導に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（教導の責務）

第2条 すべて教導は、教化の本旨に則り、つねに教法聞思の念に基づき、命ぜられた場所において対象に適応して、自信教人信の実を挙げるようつとめなければならない。

（種別と任務）

第3条 教導の種別及び任務は、次のとおりとする。

- （1）真宗本廟教化教導 真宗本廟参詣者に対する法話、座談を行う。
- （2）同朋会館教導 真宗本廟奉仕における聞法研修に際して法話、座談を行う。
- （3）施設教導 各種施設及び団体において必要により法話、座談を行う。
- （4）真宗会館教導 東本願寺真宗会館における聞法研修に際して法話、座談及び信仰相談を行う。
- （5）教区駐在教導 教務所長の指揮を受けて、教区の教化活動を振興するため、教区に駐在する。
- （6）沖縄準開教区駐在教導 沖縄開教本部長の指揮を受けて、沖縄準開教区の教化活動を振興するため、沖縄準開教区に駐在する。
- （7）同朋の会教導 特に同朋の会の結成促進及び育成指導を行う。
- （8）特派教導 特に必要な地域において法話、座談を行う。

（任命）

第4条 教導は、所管部門の長の上申により、本

派の教師の中から宗務総長が任命する。ただし、特別な事由があるときは、教師でない者を任命することができる。

- 2 前項の任命は、必要に応じて教導審査会の審査を経るものとする。

(任期)

第5条 教導の任期は次のとおりとする。

- (1) 真宗本廟教化教導 3年
- (2) 同朋会館教導 3年
- (3) 施設教導 2年
- (4) 真宗会館教導 2年
- (5) 教区駐在教導及び沖縄準開教区駐在教導 駐在を命ぜられた期間
- (6) 同朋の会教導 3年
- (7) 特派教導 命ぜられた任務の終わるまで (罷免)

第6条 教導であって、教化基本条例第28条の各号のいずれかに該当する行為のあった者は、その情状により教導審査会の議を経て、これを罷免することができる。

(教導審査会)

第7条 教導の任免を審査するため、教導審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、宗務役員のうちから宗務総長が命じた委員若干人で組織する。
- 3 審査会の事務は、教育部の所管とする。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 教導任命規程(1966年告達第19号)は、廃止する。
- 3 この達令施行の際、現に任命されている教導は、この達令により任命されたものとみなす。
- 4 この達令施行の際、現に任命されている教導であって、その任期のあるものについては、従前任命の日から起算する。ただし、総会所教導の任期については、従前の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この達令施行の際、現に設置されている教導審査会は、この達令により設置されているものとみなし、その委員は、この達令により命ぜられたものとみなす。

附 則(1988年1月9日達令公示第1号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている同朋の会教導の任期は、第5条第7号の規定にかかわらず2年とし、従前任命の日から起算する。
- 3 この達令施行により、新たに任命される同朋の会教導の任期は、第5条第7号の規定にかかわらず、1990年3月31日をもって満了する。

附 則(1989年7月1日達令公示第2号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則(1997年12月26日達令公示第21号)

- 1 この達令は、1998年1月1日から施行する。
- 2 この達令施行により、任命された真宗本廟教化教導の任期は、第5条第5号の規定にかかわらず、1999年1月9日をもって満了する。

附 則(2002年6月28日達令公示第16号)

この達令は、2002年7月1日から施行する。

附 則(2004年6月28日達令公示第23号)

- 1 この達令は、2004年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている同朋会館教導の任期は、第5条第2号の規定にかかわらず2年とし、従前任命の日から起算する。

附 則(2008年6月27日達令公示第11号)

- 1 この達令は、2008年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に任命されている教導は、この達令により任命されたものとみなし、その任期は、従前任命の日から起算する。

附 則(2015年6月26日達令公示第9号)抄

この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則(2015年12月25日達令公示第10号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則(2016年6月24日達令公示第8号)抄

この達令は、公示の日から施行する。

附 則(2019年6月27日達令公示第1号)抄

この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則(2021年6月30日達令公示第17号)

- 1 この達令は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規程により任命されている別院教導は、なお従前のおとりとする。

附 則(2022年6月28日達令公示第5号)

この達令は、2023年1月10日から施行する。